

1. タッパ型保存容器の分別は？

① 燃やすごみ

→ タッパ型保存容器はプラスチック製ですが、容器や包装ではなく、それ自体が商品であるため、容器包装プラスチックではありません。

容器包装プラスチックを見分ける目印は「プラ」マークです。このマークがないプラスチック製品は大きさ70cm以下の場合、燃やすごみとなります。

② 資源回収（容器包装プラスチック）

2. パイプ椅子（80%以上金属製）の分別は？

① 燃やさないごみ（金属）

→ 全体の80%以上が金属製の製品は燃やさないごみ（金属）となります。

② 有料戸別収集

3. お酒などの6缶パックの分別は？

① 燃やすごみ

→ お酒などの6缶パックは防水・耐水加工がされており、水に溶けにくいいため、リサイクルできない紙となります。

② 古紙回収